

別紙

諮問第1078号

答 申

1 審査会の結論

「〇部〇〇特別救助隊月間予定表(〇月)」を特定し、これを一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った「25〇第〇〇号 平成26年〇月〇日付けで〇〇消防署長通達「消防救助技術訓練の実施について」第8-2で訓練実施者が作成を命じられている「訓練計画」及び「訓練目標」の写し(はしご登はん〇名分を除く、〇〇消防署本署所属の訓練実施者〇名全員分の写し)」の開示請求に対し、東京消防庁消防総監が平成29年4月11日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 審査請求人が開示請求書で求めた公文書は〇名の個人別の「訓練計画」、「訓練目標」であるが、一部開示された公文書は、〇部特別救助隊としての「訓練計画」である。一部開示された文書には「訓練目標」が含まれていない。一部開示された文書以外の〇月分の「訓練計画」、「訓練目標」が開示されていない。

(イ) 一部開示決定通知書別紙で非開示理由が述べられ、開示文書中、3か所が黒く

塗りつぶされているが、1か所あたり2文字分のみであり、その2文字分が非開示理由に当たるとの東京消防庁消防総監の主張を認めることはできない。

(ウ) 一部開示決定通知書の記載内容は、「請求文書は存在しない。」と思われる。東京消防庁が都合の悪い情報を隠蔽しているのではないかと疑わざるを得ない。さらに、審査請求人が文書の保存をお願いし、了承があったにもかかわらず、開示請求した文書が見当たらないとの主張を信じることはできない。

一部開示決定処分を取り消して、文書のさらなる検索を求め、請求人が請求した文書の開示を求める。さらに、すでに開示された文書で一部開示とされた黒塗り部分、3か所の開示も同時に求めるものである。

#### イ 意見書における主張

(ア) 東京消防庁は、理由説明書で「非開示部分に記載された情報は休暇等の情報に関するものであり」としている。審査請求人が東京消防庁へ別途情報公開を求め、休暇等の情報と密接な関連のある実名入りの超過勤務命令簿も開示されている。審査請求人が公開を求めた文書は、条例7条2号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ」に該当し、非開示理由とすることは認められない。

(イ) 東京消防庁は、審査請求人が求めた開示文書と東京消防庁の一部開示した文書に相違があることを承知しているにもかかわらず文書の特定や補正を行わなかった。本件一部開示文書は、審査請求人が求めた〇名全員分のうち〇名分の〇月部分のみが一部開示されたものであり、残りの〇名、〇小隊分の当該文書の存否が一部開示決定通知書及び別紙に何も示されていない。これらの文書の存否とともに、その理由も審査請求人が理解できるように示すことを求めているものである。

(ウ) 東京消防庁は一部開示した文書以外は廃棄したと主張しているが、審査請求人が平成27年〇月〇日付申入れ書で東京消防庁〇〇消防署署長あてに、文書の管理、保管を申し入れしたにもかかわらず、東京消防庁文書管理規程を盾に廃棄したとの不誠実な主張は許し難い。

(エ) 一連の東京消防庁の対応は、条例等に反する主張、虚偽の主張、文書や事実の隠蔽の疑い、不誠実で杜撰な情報公開事務等があることから、情報公開審査会においては、東京消防庁〇〇消防署使用の事務処理用サーバー内の当該審査請求文書の再調査や保存文書の再検索を東京消防庁に指示し、審査請求人が求めている文書の開示の審決を願います。

### 3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書、弁明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 非開示部分の非開示理由

本件対象公文書は、〇〇消防署の〇部特別救助隊（3 交替制勤務員のうちの〇部員）が消防救助技術大会の訓練に係る〇月の月間予定を記載したものであり、〇日（〇曜日）、〇日（〇曜日）及び〇日（〇曜日）の備考欄に記載された一部の情報について、本件処分時に、実施機関は、同じ備考欄において開示された記述（姓）との別個の記述として検討したものである。そして、非開示部分に記載された情報は休暇等の情報に関するものであり、それ自体は個人識別性を有するものではないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報であるものとして、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものであるとしている。ただし、本件非開示部分の記述自体に個人識別性を有しないとしても、備考欄上段の記述が職員の姓であることから、情報として一体とみれば個人識別性を有する休暇等の情報であることから、非開示理由として更に理由を追加する。

すなわち、本件は、同じ備考欄において開示された記述（姓）との一体性を認めて、個人識別性を有する個人の権利利益を害するおそれのある情報として、開示・非開示を検討すべきであり、情報単位で考えれば、全体として条例7条2号本文に該当し非開示と考えることもできる事案であった。しかし、相手方との関係性からできるだけ開示できる方向で検討を行った結果、備考欄の記述を別個の記述として検討し、条例7条2号ただし書イの当庁職員名は慣行として公としている趣旨及び同ただし書ハが公務員の職務遂行に係る情報を非開示とする個人情報から除外している趣旨に鑑

み、対象公文書の記載が訓練計画という職務関連性の高い文書であることから、記述単位で姓のみを開示し、非開示部分はなお、条例7条2号に該当するものとして非開示としたものである。

(2) 対象公文書の特定に誤りがないことについて

審査請求人の主張は、審査請求人が審査請求において資料2として添付した「消防救助技術訓練の実施について（通達）」（以下「通達」という。）の第8、2の「訓練実施者は」という部分と、別表1及び別表2の訓練実施者の一覧表をもって、訓練を実施する個人の全員が、「訓練計画」及び「訓練目標」を作成することを前提としている。しかしながら、訓練実施者の一覧表は、そもそも通達に添付されたものではない。これは、その後に通知された訓練実施者の指定に関する通知文に添付されたものであり、通知において団体競技及び個人競技の訓練実施者を指定した一覧表である（通達、第5、5）。さらに、通達第5で訓練実施対象者を指定しており、通達第8、2で訓練実施者に訓練計画及び訓練目標の作成を義務付けている。すなわち、通達第5で訓練実施対象とされた各部特別救助小隊並びにほふく救出及びはしご登はんを希望する職員が通達第8、2で訓練計画及び訓練目標の作成を義務付けられているのである。そして、各競技の性質上、団体競技については団体で、個人競技については個人でそれぞれ訓練計画及び訓練目標を作成させているものであり、団体競技について、個人の訓練計画及び訓練目標の作成を義務付けているものではない。したがって、本件対象公文書を特定したことに誤りはない。なお、通達及び通知は文書の保存期間を経過しており廃棄済みである。

(3) 公文書の不存在を理由とする非開示決定をすべきではないことについて

審査請求人は、特別救助小隊に属する〇名全員分の「訓練計画」及び「訓練目標」がなければ、本件処分が公文書の不存在を理由とする非開示決定をすべきであったと主張していると認められる。〇〇消防署には〇部から〇部までの〇隊の特別救助小隊で構成されており、交替制で勤務している。それぞれの特別救助小隊は〇名で構成されており、団体競技における団体が作成する「訓練計画」及び「訓練目標」は、〇名分の「訓練計画」及び「訓練目標」である。

本件対象公文書は、審査請求人が求めた訓練実施者〇名のうち〇名分の「訓練計画」

及び「訓練目標」であり、審査請求人が包括的に求めた対象公文書に該当するものである。

なお、訓練実施者〇名分の「訓練計画」及び「訓練目標」、すなわち、各部特別救助小隊の〇月及び〇月の「訓練計画」及び「訓練目標」は、保存期間が1年未満の文書であることから、東京消防庁文書管理規程（平成11年12月東京消防庁訓令第58号）の規定により、文書管理台帳への登録が不要であり、事務執行上必要な期間の終了する日をもって保存期間が満了するため、廃棄されるものである（文書管理台帳への登録が必要ないため、廃棄文書目録も作成されていない）。

このように本来ならば全て廃棄されているはずの文書であるが、本件対象公文書は廃棄を免れて、消防署のサーバにある共有フォルダ内にデータとして残存していたものである。このように対象公文書のうち残存するものが本件対象公文書のみであったため、本件公文書の一部開示決定に至ったものである。

- (4) 平成27年〇月〇日、審査請求人から〇〇（個人名）が〇〇消防署の業務に関する全ての資料、文書等を廃棄等の処分を延期してほしい旨の申入書が届いたことから、同月〇日、〇〇消防署副署長から審査請求人に電話連絡をし「平成26年〇月〇日に情報提供した〇〇消防署の資料（情報提供文書一覧表の文書）については、保存する手続きをとる。」と保存手続きをとる文書を限定した。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 6月13日	諮問
平成29年11月28日	新規概要説明（第157回第三部会）
平成29年12月18日	実施機関から理由説明書收受

平成29年12月19日	実施機関から説明聴取（第158回第三部会）
平成30年 1月 9日	審査請求人から意見書收受
平成30年 1月26日	審議（第159回第三部会）
平成30年 2月27日	審議（第160回第三部会）
平成30年 4月27日	審議（第161回第三部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 消防救助技術訓練の実施通達について

〇〇消防署長は、第〇回全国消防救助技術大会への出場を希望する隊員を募り、特別訓練を実施することを目的とし、平成26年〇月〇日付25〇第〇〇号〇〇消防署長発出「消防救助技術訓練の実施について（通達）」を発出している。同通達では、訓練実施対象者は、各部特別救助小隊（通達第5、1）及び全国消防救助技術大会への出場を目指し、ほふく救出及びはしご登はんを希望する職員（通達第5、2）等とされ、また、訓練実施上の留意事項として、訓練実施者は、訓練計画及び訓練目標を作成し消防係訓練担当及び訓練指導補助者に提出し、効果的な訓練を実施する（通達第8、2）と規定している。

### イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「25〇第〇〇号 平成26年〇月〇日付けで〇〇消防署長通達「消防救助技術訓練の実施について」第8-2で訓練実施者が作成を命じられている「訓練計画」及び「訓練目標」の写し（はしご登はん〇名分を除く、〇〇消防署本署所属の訓練実施者〇名全員分の写し）」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。実施機関は、本件開示請求に対して、「〇部〇

○特別救助隊月間予定表（○月）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、備考欄に記載された情報（以下「本件非開示情報」という。）は条例7条2号に該当するとして一部開示決定を行った。

また、実施機関は、当審査会に提出した平成29年12月18日付理由説明書において、本件対象公文書の備考欄に記載された本件非開示情報は休暇等の情報に関するものであるとして、理由の追加を行っている。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### エ 対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関に文書の保存をお願いし、了承があつたにもかかわらず、開示請求した文書が見当たらないとの主張を信じることはできないと主張する。

そこで審査会は、実施機関が保存したと説明する文書の情報提供文書一覧表を見分したところ、審査請求人が開示を求めている「訓練計画」、「訓練目標」及びこれらに類する記述は認められなかった。

また、実施機関は、保存期間が1年未満の文書等は文書管理台帳等への記録が不要であり、事務執行上必要な期間の終了する日をもって保存期間が満了するため廃棄され、廃棄文書目録も作成されていないと説明する。

審査会は、東京消防庁文書管理規程（平成11年12月24日東京消防庁訓令第58号。以下「規程」という。）48条2項において、事務担当者は、整理すべき文書等（保存期間が1年未満であるものを除く。）に係る所要事項を、文書管理台帳又は特例帳票に記録し、適切な用具に収納して保存する旨規定し、規程58条1項において、文書等がその保存期間を満了したときは、当該文書等を廃棄する旨規定していることを確認した。

さらに審査会がデータを消去する際の事務処理について確認したところ、実施機関は紙媒体の保存期間が満了して廃棄するときにデータについても同時に削除していると説明する。

以上のとおり、審査請求人による保存の申入れから実施機関が保存の延長を行うまでに至る経緯、規程及びデータを消去する際の事務処理を踏まえると、本件対象公文書は本来ならば全て廃棄されているはずのものが廃棄を免れて共有フォルダに残存していたものであり、それ以外の対象公文書は存在しないとする実施機関の説明は首肯することができ、他に本件対象公文書以外の対象公文書が存在する事情は認められない。

したがって、本件対象公文書以外は存在しないものと認められ、実施機関の対象公文書の特定は、妥当である。

#### オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報は特定の職員の休暇に関する情報であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。また、その休暇の取得時期、種類等が当該職員の私生活に関する情報であることから、同号ただし書ハに規定する職務の遂行に係る情報に該当せず、その内容及び性質から同号ただし書イ及びロにも該当しない。

したがって、本件非開示情報は条例7条2号に該当し非開示が妥当である。

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。



よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、實金 敏明、山田 洋